

古代の郡家と里・郷

平川南

Ancient Public Offices and Neighborhoods/Rural Townships

HIRAKAWA Minami

はじめに

- ① 郡の分割支配
- ② 郡家所在郷
- ③ 郡家所在郷のあり方
- ④ 「里長」「里刀自」

【論文要旨】

古代日本の地方社会を領域支配する行政機構として、国・郡・里（のちに郷）制が施行された。小論は、近年の各地の発掘調査による出土文字資料を用いた検討を中心に、郡家と里・郷の運用実態を明らかにすることとした。

一〇世紀前半に成立した『和名類聚抄』では、丹波国水上郡は「東郷」「西郷」と、甲斐国山梨郡は「山梨東郷」「山梨西郷」と、郡内がともに二分されている。しかし、その方式はすでに八世紀前半から水上郡において西部（西郷地域）に郡家、東部（東郷地域）に郡家別院という分割支配体制として実施されていた。また、陸奥国磐城郡においても、郡家所在郷である磐城郷を中心に南北に分割する方式がとられていた。このように郡の分割統治方式には、国の道前・道後の支配方式にならった郡家を中心として郡内を二分する行政的方式と、自然環境と歴史的経緯などによる相違を解消するための機能的方式の二つの方法が存在した。

ところで郡家所在郷の名称には「大家（大宅）郷」・「郡家郷」の三種類がある。「大家（大宅）郷」は郡制以前の在地有力者層の拠点であり、「郡名」郷は

郡領氏族の拠点が中核となり、郡家を設置して郡名を冠したものである。一方、「郡家郷」は「郡名」郷・「大家郷」に比して新しく、例えば、武蔵国入間郡は、「大家郷」と「郡家郷」が併置されているが、その場合、当初郡家は「大家郷」に置かれ、のちに「郡家郷」を新たに設置し、郡家所在郷としたと理解できる。

これらの郡家所在郷は、郡内の他郷と異なる負担、例えば郡家施設の維持管理などの徭役労働などを課せられていたことが、出土文字資料で確認できる。

里（郷）制下の責任者・里長は課役徴発など行政上の役割を負い、郡家に頻繁に出仕し、里長の妻たる里刀自は里（郷）内の各戸の構成員の動向を的確に把握し、農業経営に隠然たる力を発揮したであろう。

以上からも明らかのように、古代の地方行政組織である郡・里・郷制の行政運用はそれぞれの地域の特性を勘案し、実に合理的であった。その実態は、各地の遺跡における出土文字資料によって鮮やかに浮かび上がってきているのである。

【キーワード】郡家と里・郷の運用実態、郡内の分割統治、郡家所在郷、里長・里刀自